太宰府市指定史跡 内山辛野遺跡



# 第 7 章
# 保存管理

第１節　保存管理の方向性 …… 114

第２節　保存管理の方法 …… 114

# 第７章　保存管理

第６章の基本理念を踏まえ、保存管理の方向性と方向性を推進する方法を以下に示す。

## 第１節　保存管理の方向性

史跡宝満山の信仰の山としての価値、山岳と里山としての価値を確実に保存するため、個々の構成要素の適切な保存管理を目指す。

また、信仰の様相等をもとに計画対象範囲を区域区分し、区域別に適切な保存管理を目指す。地権者、登山者等の利用者、地域住民などが現在行っている活動を尊重しつつ、史跡の保存管理について、協議・調整及び理解・協力を得ることを目指す。

保護を要する範囲はもとより指定地周辺の発掘調査の結果によっては指定地の拡大（追加指定）も考えられるため、常に周辺土地利用の動向等を把握する。

## 第２節　保存管理の方法

具体的な保存管理の方法を以下に示す。

- 史跡宝満山を構成する要素を確実に保存するため、計画対象範囲及びその周辺地域の構成要素を明確化し、各構成要素の位置づけに応じた保存管理の方法を定める。
- 史跡宝満山は山岳信仰の山であり、山頂～山裾は信仰対象の場、下宮地区等は里との接点となる場など、場所によって史跡の様相が異なる。それら山岳信仰に基づく史跡の様相、史跡の在り方を適切に保存するため、様相別に区域区分を行い、各区域に応じた保存管理の方法を定める。
- 指定地内の各区域及び指定地周辺で予想される各種の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）の具体的な取扱い基準を示す。
- 本質的価値を構成する諸要素が指定地外に及んでいるため、追加指定の進め方を示す。また、保存活用上、指定地の公有化が不可欠である場合が考えられるため、その進め方を示す。

| | | |
|---|---|---|
| 構成要素の明確化、位置づけ | → | 保存管理の方法（構成要素別） |
| 山岳信仰に基づく史跡の様相による区域区分 | → | 保存管理の方法（区域別）<br>現状変更等の取扱い基準<br>追加指定及び公有化 |

図 7-1　保存管理の方法

## １．構成要素別の保存管理

### （１）構成要素

史跡の価値を踏まえ、史跡宝満山の構成要素を以下に整理する。

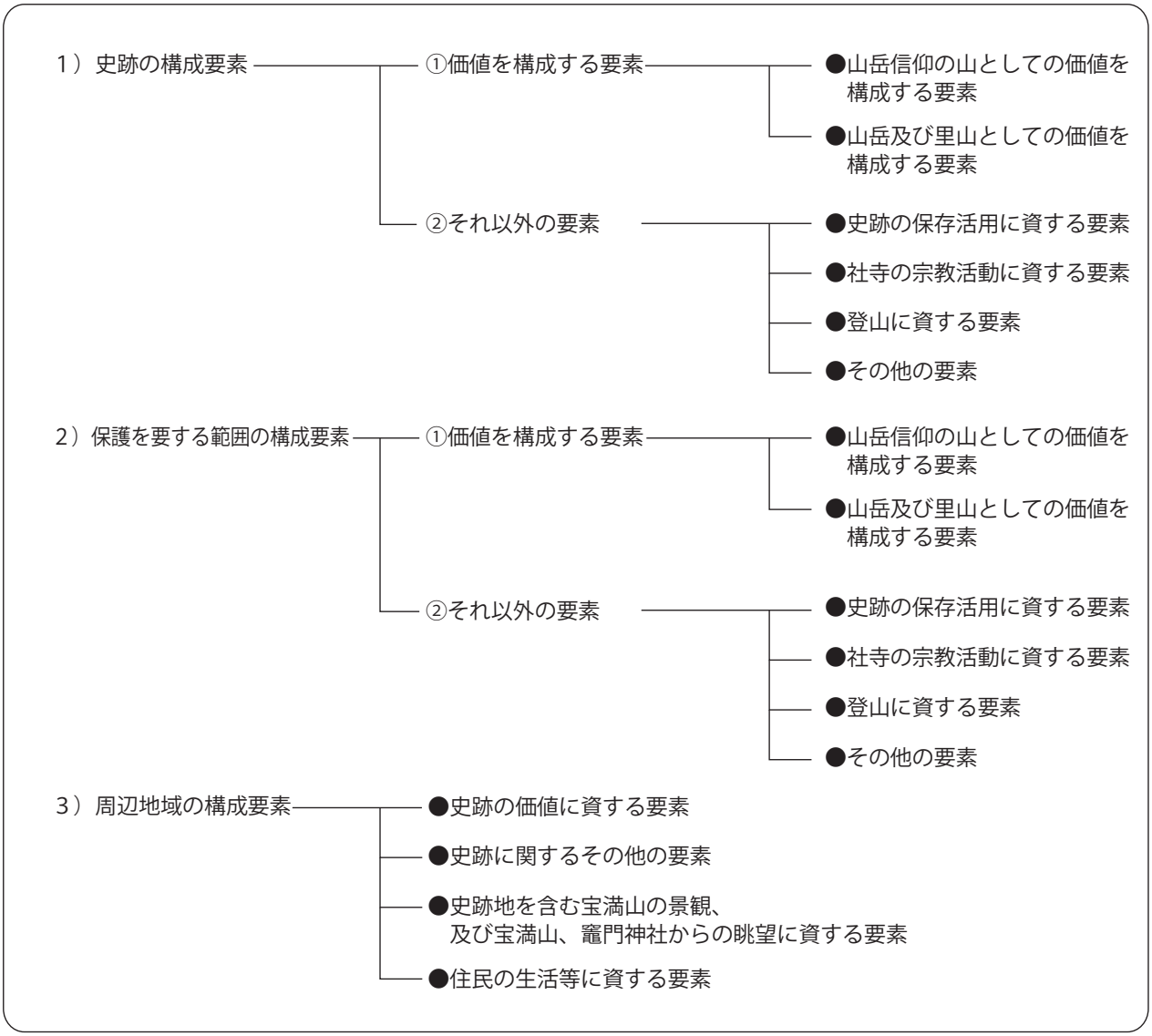


図 7-2　構成要素の体系

#### １）史跡の構成要素

史跡の構成要素には史跡の価値を表す事象・事物があり、指定時の説明文に明示されている諸要素、または指定説明文から読み込めることが可能な諸要素である。これを、史跡の価値を構成する要素とする。

それ以外の要素とは、指定時の説明文からは読み込みにくい諸要素や指定後に付加された諸要素であり、本質的価値と緊密な関係を持っている。これらの諸要素の中には、本質的価値の保存に良い影響を与えるものと、現状から改善もしくは除却すべきもの等多様な事象･事物を内在する。これらの要素は史跡指定からの時間経過により、価値評価の可能性が高まり、本質的価値の諸要素として改めて評価される場合もある。よって、史跡の構成要素として加えるものである。

**①価値を構成する要素**

史跡宝満山の価値である「山岳信仰の山としての価値」と「山岳及び里山としての価値」についてそれぞれを構成する要素に分類する。

**●山岳信仰の山としての価値を構成する要素**

史跡宝満山の山岳信仰関係の遺跡で構成される要素である。

竈門神社（本殿・拝殿）、上宮社殿、信仰対象の巨石、坊跡（墓、石碑、石垣等）、登拝道、窟、井　等

**●山岳及び里山としての価値を構成する要素**

宝満山の山岳及び里山としての風景を構成する要素である。

社叢、自然林、植林、早良花崗岩露頭　等

**②それ以外の要素**

それ以外の要素には史跡の価値とは直接かかわらないが、史跡の保存活用に資する要素、社寺の宗教活動に資する要素、登山に資する要素、その他の要素に分類する。

**●史跡の保存活用に資する要素**

史跡の保存、公開、教育・広報普及活動等に資する要素である。

案内施設（史跡解説板）、便益施設（バイオトイレ等）、防災施設（排水設備、土嚢等）、その他（境界杭）

**●社寺の宗教活動に資する要素**

竈門神社や天台宗による現代の宗教活動等に資する要素である。

宗教施設（竈門神社社務所、摂末社等）、案内施設（案内板、解説板等）、便益施設（ベンチ、自動販売機等）、その他（献花・献木等）

**●登山に資する要素**

宝満山の登山利用に資する要素である。

便益施設（キャンプセンター・バイオトイレ、薬箱、ベンチ等）、交通施設（登山道等）、案内施設（案内板、山内解説板、道標、看板等）、登山施設（はしご、ロープ・鎖等）、その他（献花・献木等）

**●その他の要素**

企業活動や住民の生活に関する施設等で共存・調整が必要な要素である。

企業活動や住民の生活に関する施設（マイクロウェーブ反射板、大門地区農業用施設等）、その他の施設（松屋建物跡）

**表 7-1　史跡の構成要素**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 史跡の構成要素 | 価値を構成する要素 | 山岳信仰の山としての価値 | a．上宮地区<br>竈門神社（上宮）、礼拝石、舞台石、石垣、稚児落とし、無明橋 |
| | | | b．愛嶽山頂地区<br>石祠（愛宕勝軍地蔵）、石造鳥居、石灯籠、礎石（旧社殿跡）、石段、石垣 |
| | | | c．登拝道（中宮跡～男道～山頂、大谷尾根道）<br>登拝道（石段、石垣）、磨崖梵字仏、袖すり岩、馬蹄岩 |
| | | | d．西院谷地区<br>坊跡（墓、石碑、供養塔、石段、石垣、通路）、閼伽の井、磨崖梵字仏 |
| | | | e．東院谷地区<br>坊跡（墓、石碑、供養塔、石段、石垣、通路）、座主跡（石段、石垣、通路）、薬師堂跡、福城窟、福城窟の磨崖、法城窟、法城窟の磨崖梵字仏、青面金剛碑、サイカチノキ、愛敬の岩 |
| | | | f．本谷地区<br>礎石建物（宝 34 次調査）（土壇、石垣）、石造宝塔 |
| | | | g．その他の山中地区<br>益影の井、大南窟、伝教大師窟（宝塔窟）、金剛兵衛窟、五百羅漢（石仏）、天の岩戸、竈門岩に代表される礼拝の場や対象物や礼拝の対象となった峰・岩・山等、山内の道、中世山城跡 |
| | | | h．下宮地区<br>下宮礎石跡、竈門神社（本殿・拝殿）、石造鳥居 |
| | | | i．大門地区<br>礎石建物（宝 42 次調査）、遺物散布（包蔵）地 |
| | | 山岳及び里山としての価値 | 山頂：ブナ自然林、早良花崗岩露頭 |
| | | | 山中：二次林（シイ・カシ林）、植林（スギ・ヒノキ林、竹類）、水場 |
| | | | 山麓：社叢林（スダジイ林） |
| | それ以外の要素 | 史跡の保存活用に資する要素 | 案内施設（史跡解説板）、防災施設（排水施設、土留め柵）、その他（境界杭） |
| | | 社寺の宗教活動に資する要素 | 宗教施設（竈門神社社務所、摂末社（式部稲荷社、須佐社等）、愛嶽神社籠り堂、人工地盤（上宮）、シカ小屋（下宮）、手水舎（下宮）、修験道復興之碑、上宮手水鉢、下宮手水鉢、下宮礼拝物（再会の木、水鏡、愛敬の岩等） |
| | | | 案内施設（案内板、解説板等）、便益施設（ベンチ、自動販売機） |
| | | | その他（献花・献木等） |
| | | 登山に資する要素 | 便益施設（キャンプセンター、バイオトイレ、テーブル・ベンチ） |
| | | | 案内施設（案内板、山内解説板、道標（九州自然歩道、市区、個人等）、看板（山火事注意、保安林、自然保護、樹木銘板等）等）、交通施設（登山道等） |
| | | | 登山施設（はしご、クライミング用ハーケン、ロープ・鎖等）、その他（献花・献木等） |
| | | その他の要素 | 企業活動や住民の生活に関する施設（マイクロウェーブ反射板、大門地区農業用施設等）、その他の施設（松屋建物跡） |

### 2）保護を要する範囲の構成要素

計画対象範囲のうち、保護を要する範囲は史跡指定を受けていないが、史跡宝満山と同じ価値を有し構成要素も史跡と同様なものが存在する。

登拝道、石造物、窟、植林、各種サイン等があげられる。

**表 7-2　保護を要する範囲の構成要素**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 保護を要する範囲の構成要素 | 価値を構成する要素 | 山岳信仰の山としての価値 | 登拝道（一の鳥居～中宮跡、大谷尾根道の一部）<br><br>登拝道（石段、石垣）、一の鳥居、狛犬、石灯籠、一字一石塔、休堂跡、殺生禁断碑、百段ガンギ（石段）、芭蕉句碑、石製壇、小祠、竈門山碑、石柱、石造鳥居（柱根）、礎石（九輪の塔）、礎石（講堂）<br><br>その他（山中）<br><br>剣窟、普地窟、釜蓋窟、獅子宿、十三仏磨崖、雨宝童子、釣舟岩、百日絶食記念碑、山内の道、石段、石垣、段造成面、堀切溝、遺物散布（包蔵）地 |
| | | 山岳及び里山としての価値 | 山中：自然林（アカガシ林）、二次林（シイ・カシ林）、植林（スギ・ヒノキ林）、水場・滝 |
| | それ以外の要素 | 史跡の保存活用に資する要素 | 案内施設（史跡解説板）、その他（境界杭）、防災用施設（イノシシ用箱罠） |
| | | 社寺の宗教活動に資する要素 | 案内施設（案内板、解説板等） |
| | | 登山に資する要素 | 便益施設（ベンチ、救急箱）、案内施設（案内板、山内解説板、道標（九州自然歩道、市区、個人等）、看板（山火事注意、保安林、自然保護、樹木銘板等））<br><br>登山施設（木橋、はしご、クライミング用ハーケン、ロープ・鎖等）、交通施設（登山道等）、その他（献花・献木等） |
| | | その他の要素 | |

### 3）周辺地域の構成要素

計画対象範囲外の周辺地域であっても、史跡の価値に資する要素、史跡に関するその他の要素、指定地を含む宝満山の景観、宝満山、竈門神社からの眺望に資する要素、住民の生活等に資する要素などが存在する。

**表 7-3　周辺地域の構成要素**

| | | |
|---|---|---|
| 周辺地域 | 史跡の価値に資する要素 | 登拝道（旧下宮～一の鳥居）、日あけ地蔵台座、板碑、遺物散布（包蔵）地、登山道道標、中世山城跡、内山辛野遺跡、竈門神社北谷遥拝所、大山祇神社・観音堂（筑紫野市柚須原区）、大山祇神社（筑紫野市本道寺区）、地蔵堂・五輪塔・地蔵菩薩（板碑）（太宰府市内山区） |
| | 史跡に関するその他の要素 | 駐車場、駐車場管理小屋、トイレ、看板（駐車場）、案内板、解説板、道標、休憩小屋、商業施設 |
| | 史跡地を含む宝満山の景観、及び宝満山、竈門神社からの眺望に資する要素 | 山裾（北谷区、内山区、御笠地区） |
| | 住民の生活等に資する要素 | 建築物（住居、工場、バス停）<br>工作物（柵、交通標識、電柱）<br>農地、道路、水路、ため池 |

| 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | No. | 構成要素 |
|---|---|---|---|---|---|
| 史跡の構成要素 | 価値を構成する要素 | 山岳信仰の山としての価値 | a.上宮地区 | 1 | 竈門神社（上宮） |
| | | | | 2 | 礼拝石 |
| | | | | 3 | 舞台石 |
| | | | | 4 | 石垣 |
| | | | | 5 | 稚児落とし |
| | | | | 6 | 無明橋 |
| | | | b.愛嶽山頂地区 | 7 | 石祠（愛宕勝軍地蔵） |
| | | | | 8 | 石造鳥居 |
| | | | | 9 | 石灯籠 |
| | | | | 10 | 礎石（旧社殿跡） |
| | | | | 11 | 石段 |
| | | | | 12 | 石垣 |
| | | | c.登拝道（中宮跡～男道～山頂、大谷尾根道） | 13 | 登拝道（石段、石垣） |
| | | | | 14 | 磨崖梵字仏 |
| | | | | 15 | 袖すり岩 |
| | | | | 16 | 馬蹄岩 |
| | | | d.西院谷地区 | 17 | 坊跡（墓、石碑、供養塔、石段、石垣、通路） |
| | | | | 18 | 閼伽の井 |
| | | | | 19 | 磨崖梵字仏 |
| | | | e.東院谷地区 | 20 | 坊跡（墓、石碑、供養塔、石段、石垣、通路） |
| | | | | 21 | 座主跡（石段、石垣、通路） |
| | | | | 22 | 薬師堂跡 |
| | | | | 23 | 福城窟 |
| | | | | 24 | 磨崖梵字仏（福城窟） |
| | | | | 25 | 法城窟 |
| | | | | 26 | 磨崖仏（法城窟） |
| | | | | 27 | 青面金剛碑 |
| | | | | 28 | サイカチノキ |
| | | | | 29 | 愛敬の岩 |
| | | | f.本谷地区 | 30 | 礎石建物跡（基壇、石垣） |
| | | | | 31 | 石造宝塔 |
| | | | g.その他の山中地区 | 32 | 益影の井 |
| | | | | 33 | 大南窟 |
| | | | | 34 | 伝教大師窟（宝塔窟） |
| | | | | 35 | 金剛兵衛窟 |
| | | | | 36 | 五百羅漢（石仏） |
| | | | | 37 | 天の岩戸 |
| | | | | 38 | 竈門岩 |
| | | | | 39 | 山内の道（登拝道を除く） |
| | | | | 40 | 中世山城跡 |
| | | | h.下宮地区 | 41 | 下宮礎石建物跡 |
| | | | | 42 | 竈門神社（本殿・拝殿） |
| | | | | 43 | 石造鳥居 |
| | | | i.大門地区 | 44 | 礎石建物跡 |
| | | | | 45 | 遺物散布（包蔵）地 |
| | | 山岳及び里山としての価値 | 山頂 | 46 | ブナ自然林 |
| | | | | 47 | 早良花崗岩露頭 |
| | | | 山中 | 48 | 二次林（シイ・カシ） |
| | | | | 49 | 植林（スギ・ヒノキ林、竹類） |
| | | | | 50 | 水場 |
| | | | 山麓 | 51 | 社叢林（スダジイ群落） |

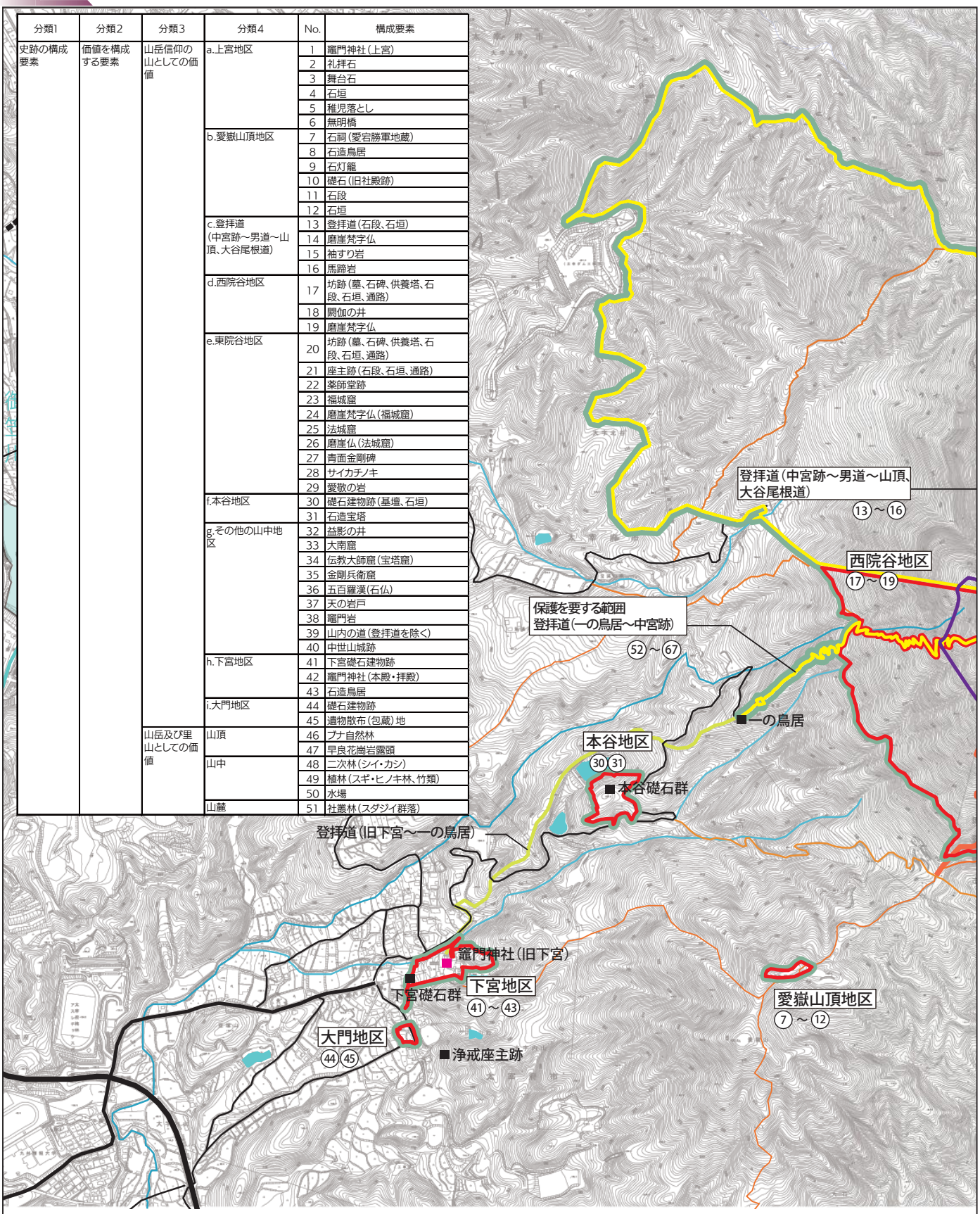


図 7-3　計画地にある史跡の価値を構成する要素位置図

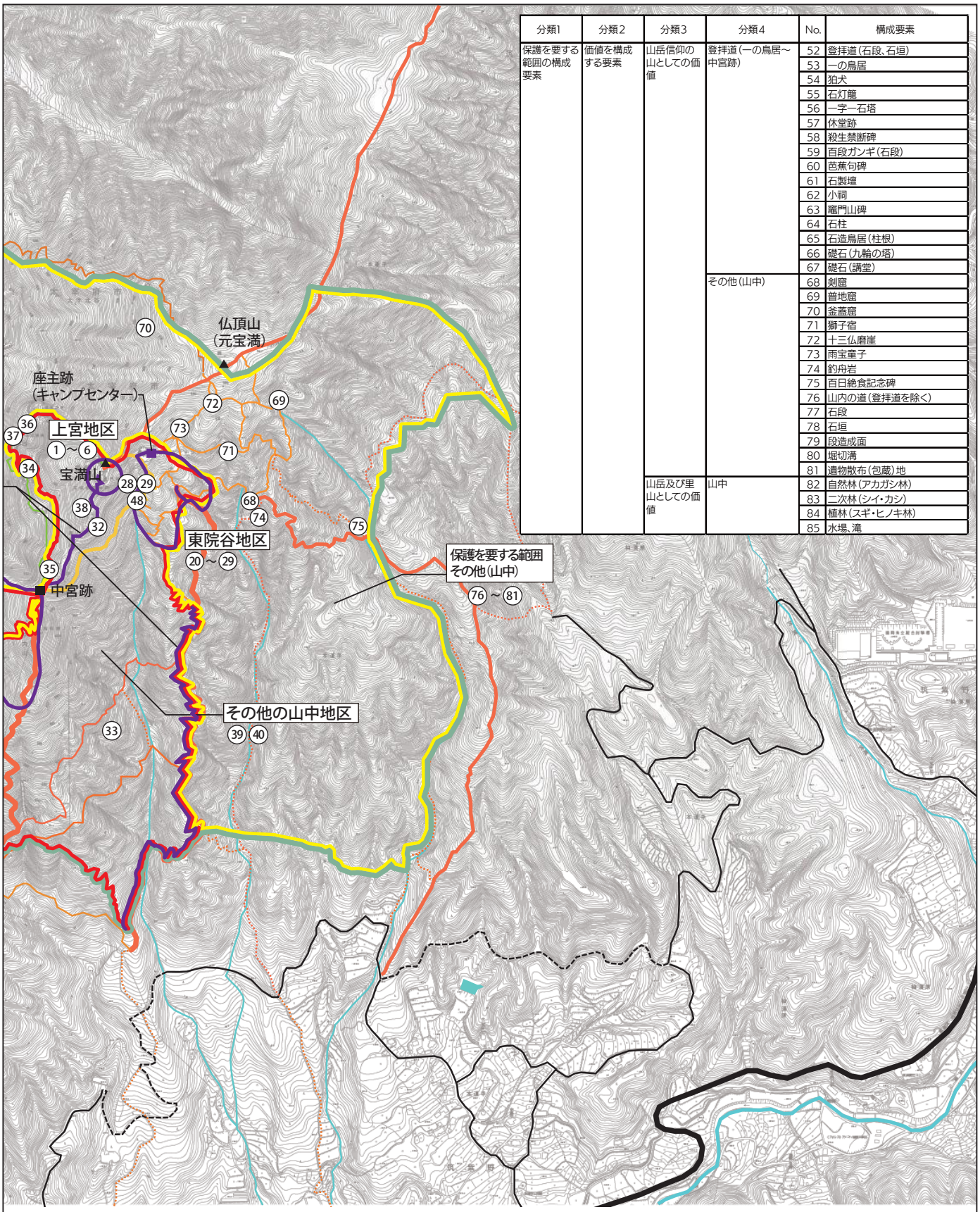


| 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | No. | 構成要素 |
|---|---|---|---|---|---|
| 保護を要する範囲の構成要素 | 価値を構成する要素 | 山岳信仰の山としての価値 | 登拝道(一の鳥居～中宮跡) | 52 | 登拝道(石段、石垣) |
| | | | | 53 | 一の鳥居 |
| | | | | 54 | 狛犬 |
| | | | | 55 | 石灯籠 |
| | | | | 56 | 一字一石塔 |
| | | | | 57 | 休堂跡 |
| | | | | 58 | 殺生禁断碑 |
| | | | | 59 | 百段ガンギ(石段) |
| | | | | 60 | 芭蕉句碑 |
| | | | | 61 | 石製壇 |
| | | | | 62 | 小祠 |
| | | | | 63 | 竈門山碑 |
| | | | | 64 | 石柱 |
| | | | | 65 | 石造鳥居(柱根) |
| | | | | 66 | 礎石(九輪の塔) |
| | | | | 67 | 礎石(講堂) |
| | | | その他(山中) | 68 | 剣窟 |
| | | | | 69 | 普地窟 |
| | | | | 70 | 釜蓋窟 |
| | | | | 71 | 獅子宿 |
| | | | | 72 | 十三仏磨崖 |
| | | | | 73 | 雨宝童子 |
| | | | | 74 | 釣舟岩 |
| | | | | 75 | 百日絶食記念碑 |
| | | | | 76 | 山内の道(登拝道を除く) |
| | | | | 77 | 石段 |
| | | | | 78 | 石垣 |
| | | | | 79 | 段造成面 |
| | | | | 80 | 堀切溝 |
| | | | | 81 | 遺物散布(包蔵)地 |
| | | 山岳及び里山としての価値 | 山中 | 82 | 自然林(アカガシ林) |
| | | | | 83 | 二次林(シイ・カシ) |
| | | | | 84 | 植林(スギ・ヒノキ林) |
| | | | | 85 | 水場、滝 |

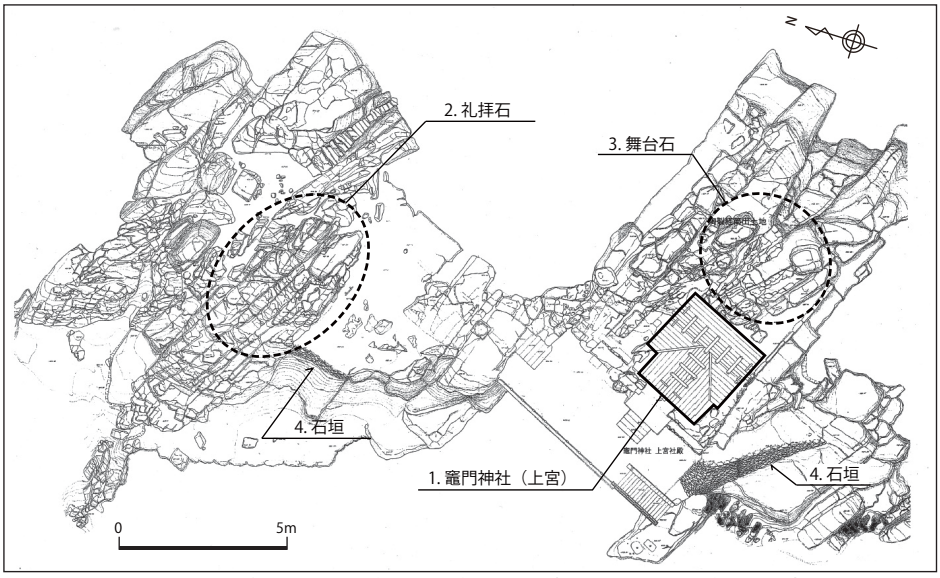


図 7-4　史跡の価値を構成する要素位置図（上宮地区　山頂部分拡大）

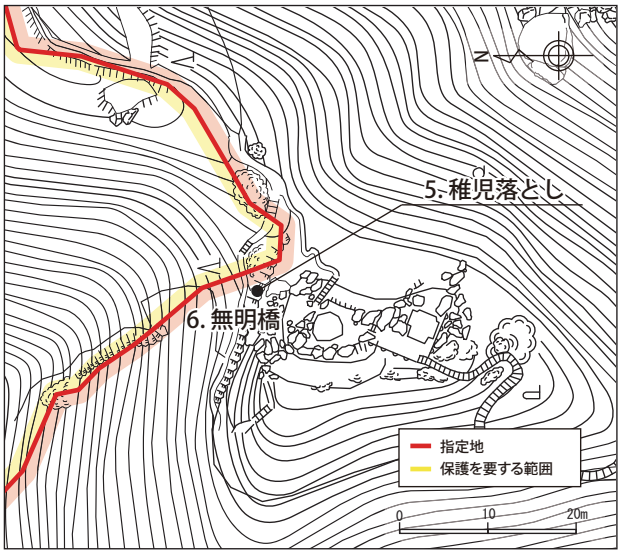


図 7-5　史跡の価値を構成する要素位置図（上宮地区全体）

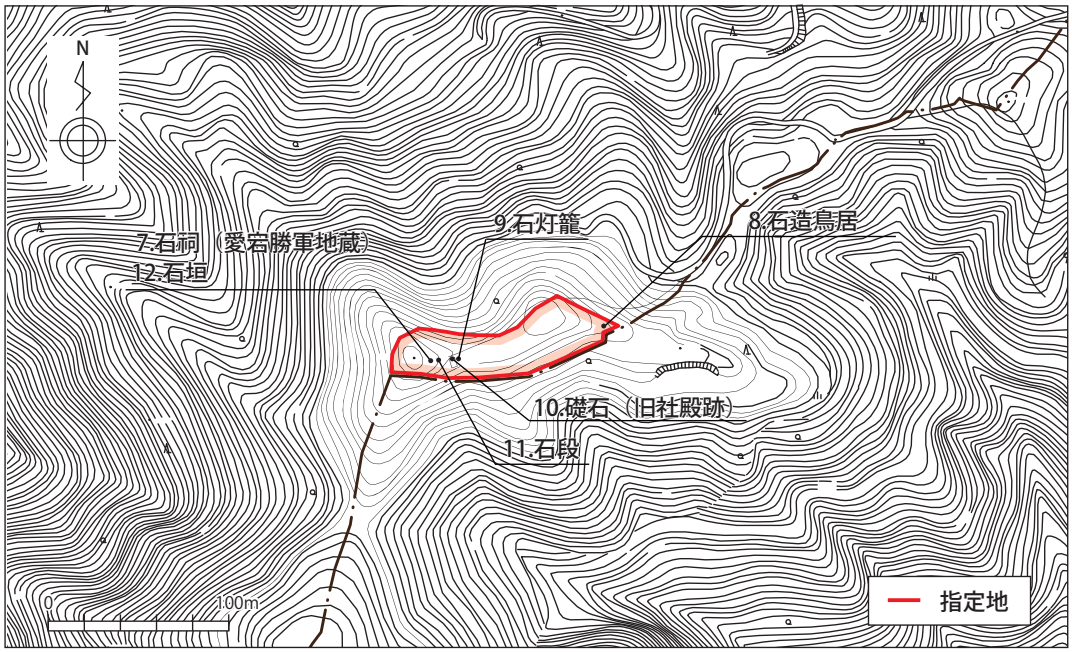


図 7-6　史跡の価値を構成する要素位置図（愛嶽山頂地区）

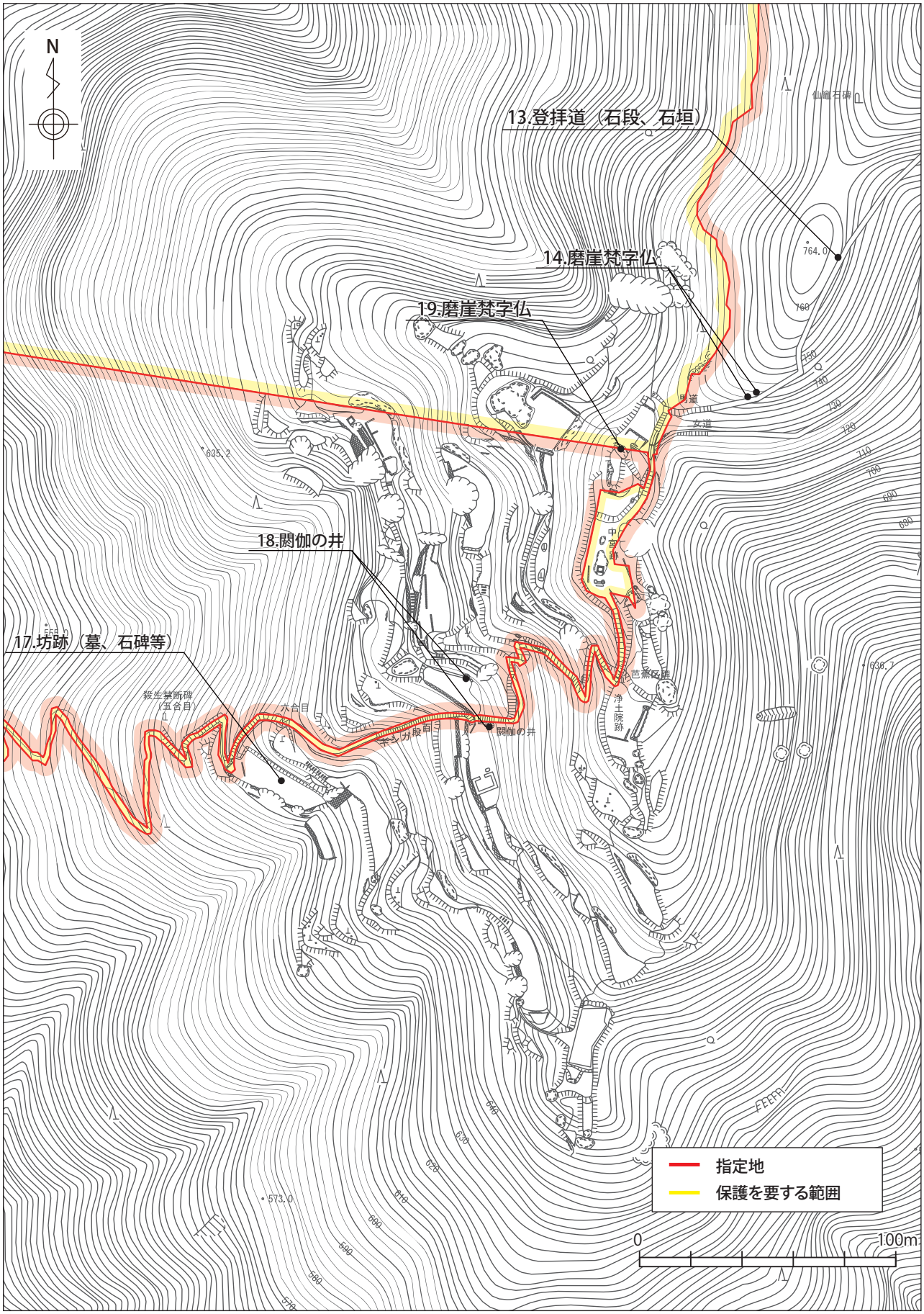


図 7-7　史跡の価値を構成する要素位置図（登拝道の一部と西院谷地区）

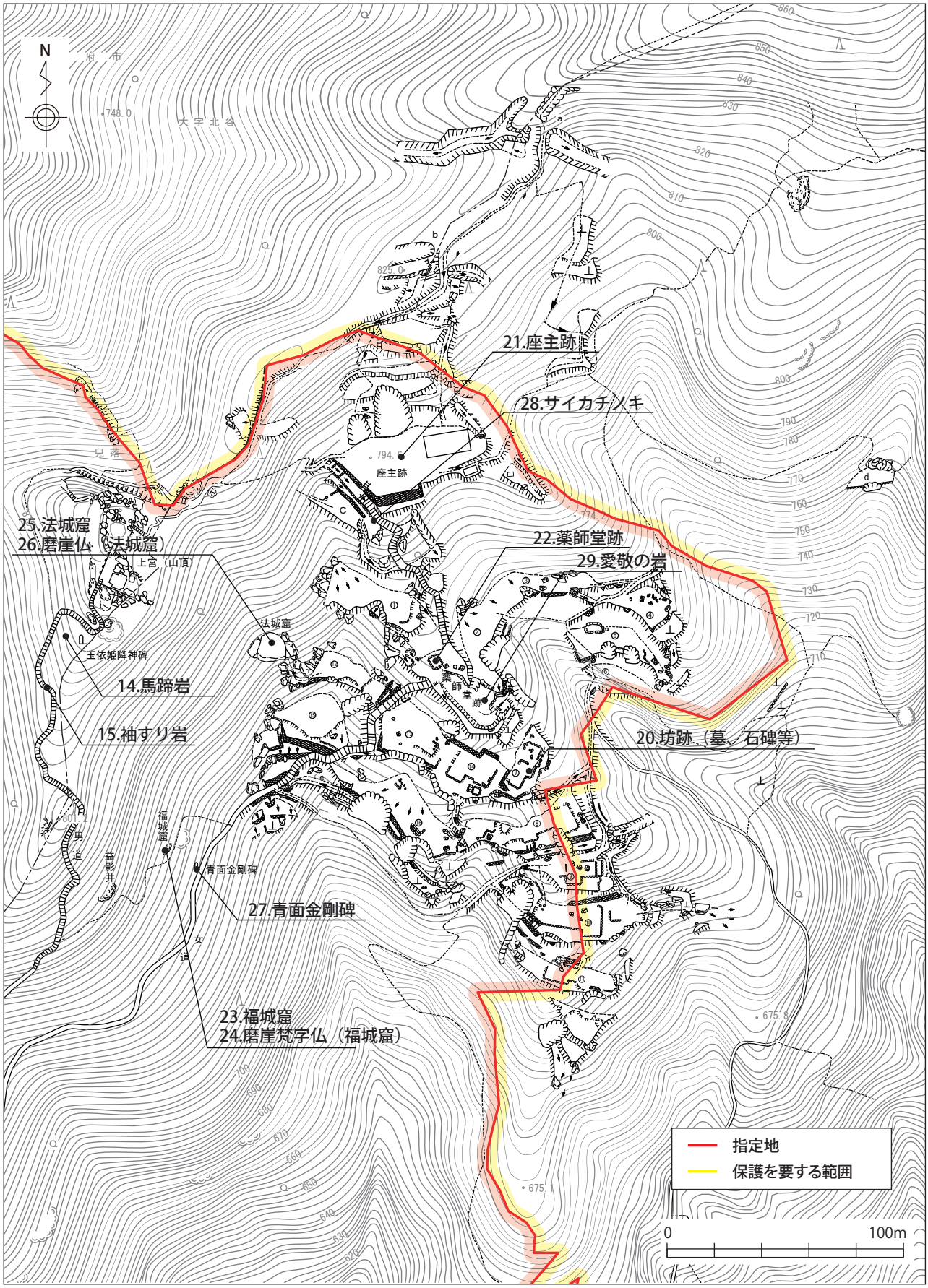


図 7-8　史跡の価値を構成する要素位置図（登拝道の一部と東院谷地区）

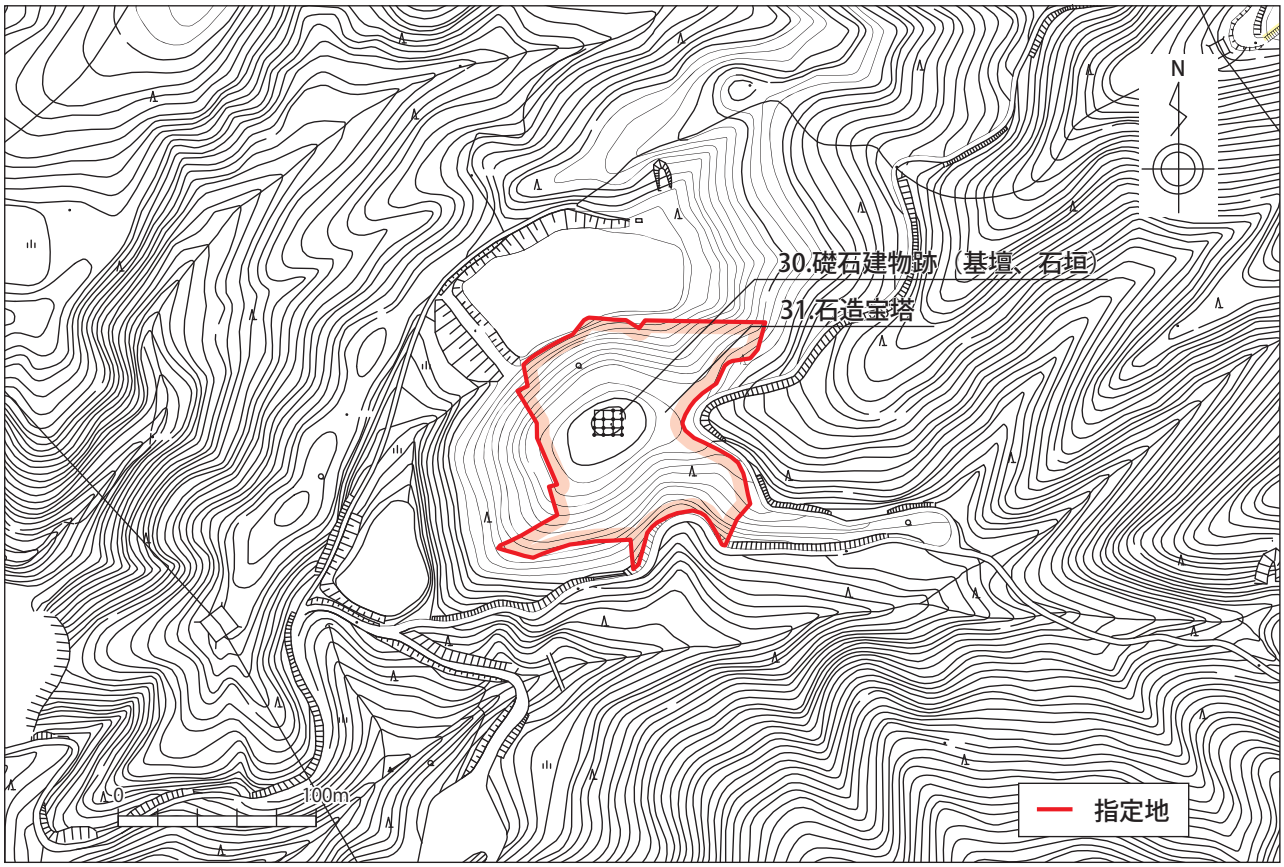


図 7-9　史跡の価値を構成する要素位置図（本谷地区）

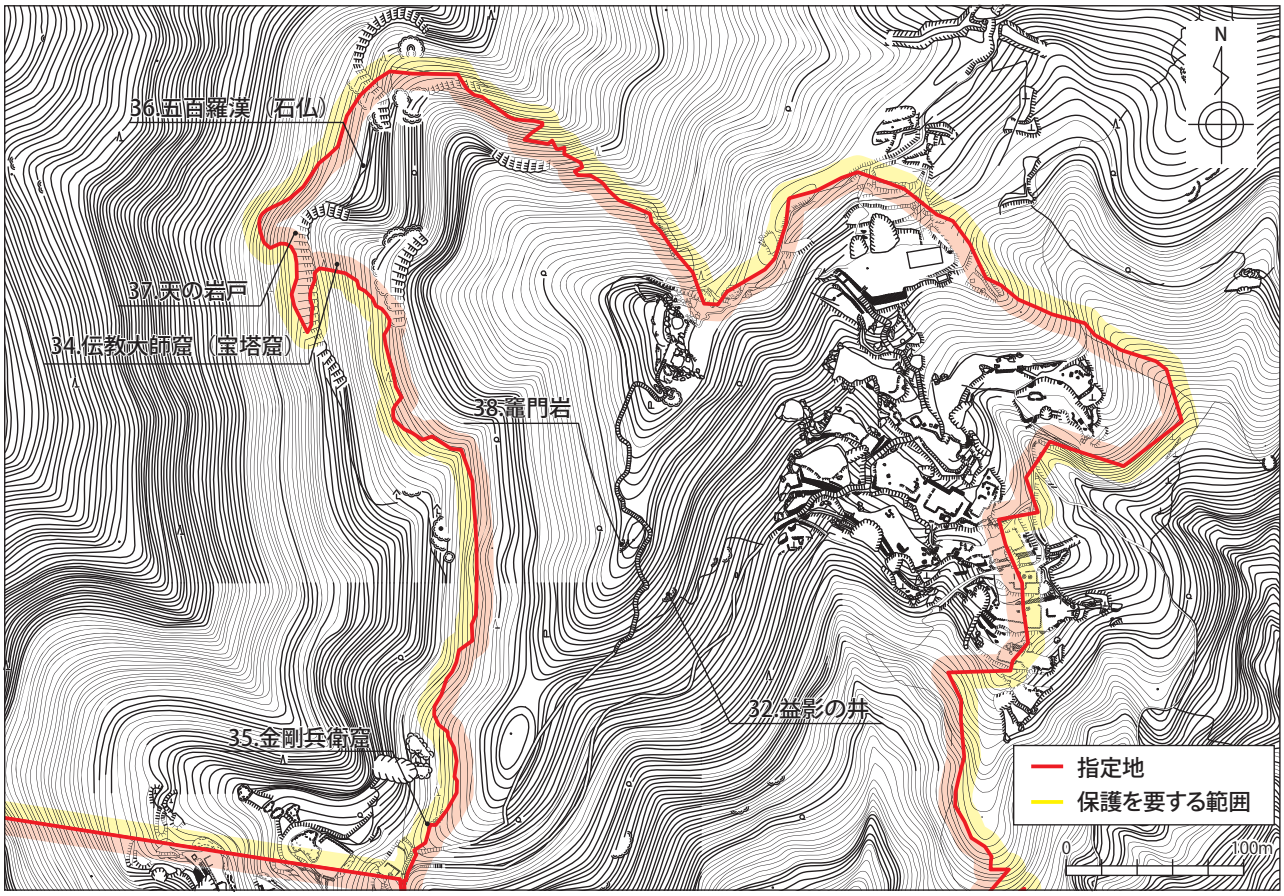


図 7-10　史跡の価値を構成する要素位置図（その他の山中地区の一部（山頂周囲））

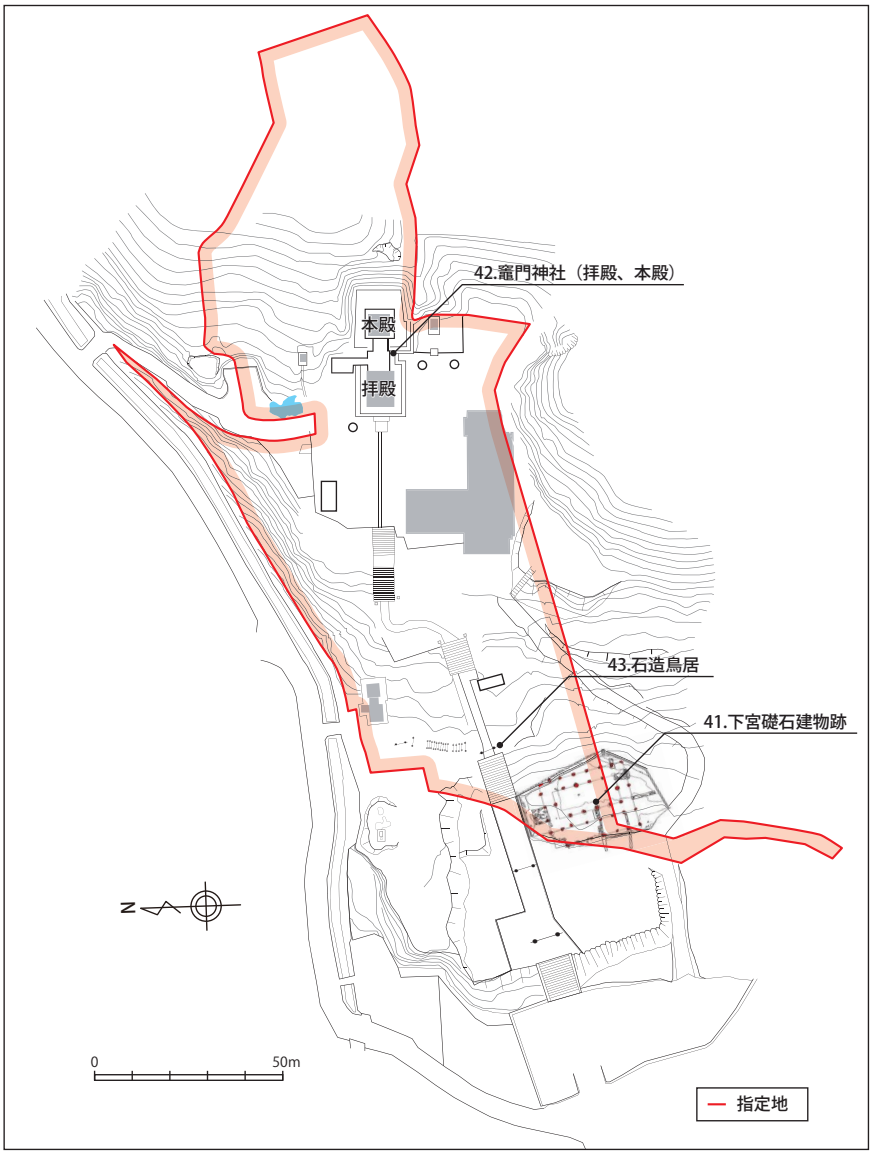


図 7-11　史跡の価値を構成する要素位置図（下宮地区）

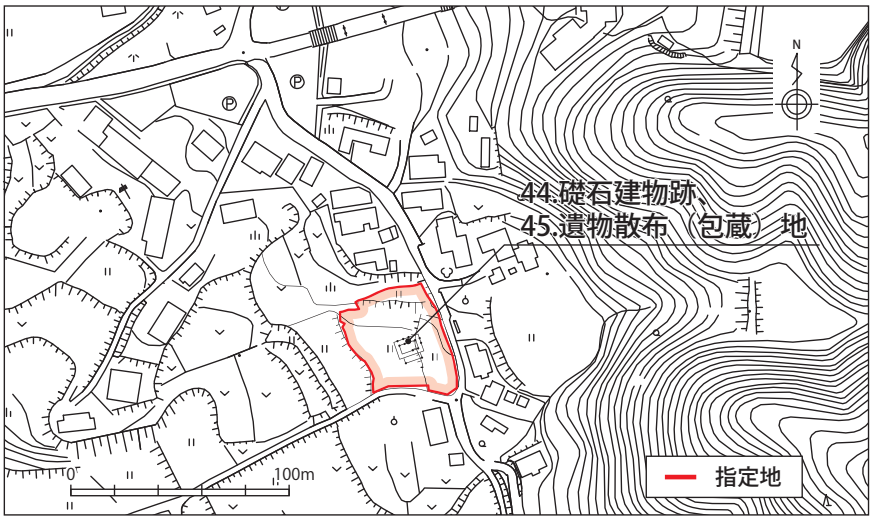


図 7-12　史跡の価値を構成する要素位置図（大門地区）

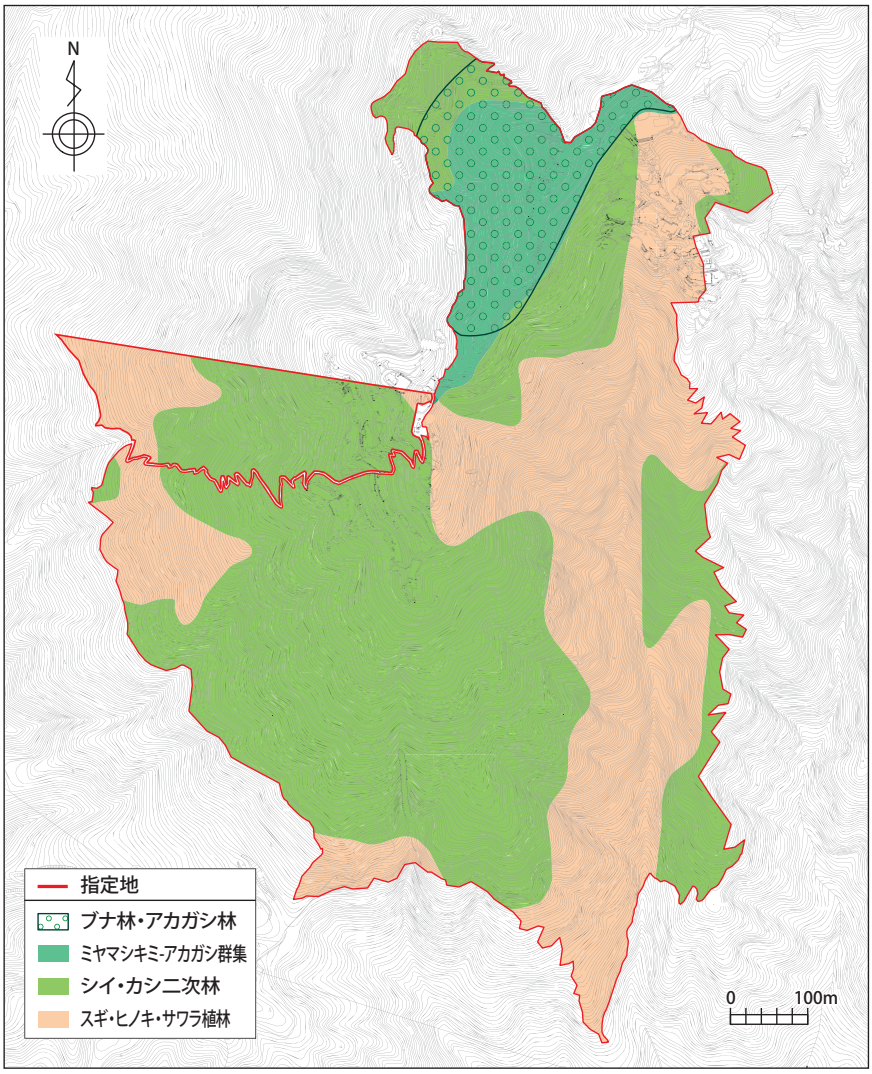


図 7-13　山中の植生

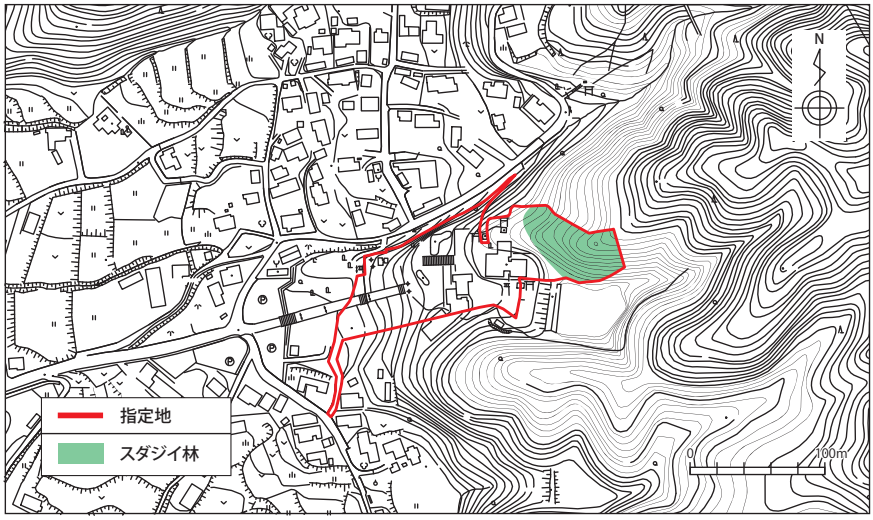


図 7-14　下宮地区の社叢林

### （２）構成要素別の保存管理の方法

#### １）史跡の価値を構成する要素

「山岳信仰の山としての価値」と「山岳及び里山としての価値」を構成する要素は、史跡の中枢を担う必要不可欠な要素であることから、後世に継承することを前提とする。

点検の実施、維持的措置の実施にあたっては、別途作業計画を作成し、この作業計画に基づき実施する。作業計画は、点検や維持的措置の実績等を踏まえ、適宜見直しを図る。その際、自然公園や林業の担当者などとの協力による運用体制に基づくこととする。また、史跡の保存活用に係る文化財保護法の主な条項に基づき、行為の規則・誘導に係る事務処理を実施する。

#### ２）それ以外の要素

本要素の中で「史跡の保存活用に資する要素」をはじめとする、史跡の保存活用を図る上で保護が必要な要素、共存が必要な要素は史跡及び景観に配慮しつつ、後世に継承するよう努める必要がある。また、「社寺の宗教活動に資する要素」、「登山に資する要素」、「その他の要素」において、史跡の価値を損ねている要素は関係者と協議の上、可能な限り取り除く。

#### ３）保護を要する範囲、周辺地域の構成要素

保護を要する範囲、周辺地域においても史跡の構成要素と同等の価値を有すると考えられる要素やその他の要素が確認できることから、後世に継承するよう、まずは関係部局と協議・検討を進める。

また、これらの要素が位置する場は周知の埋蔵文化財包蔵地であることから、文化財保護法に基づく届出の手続きを徹底する。また、所有者等の意向を踏まえつつ、史跡への追加指定を目指す。

なお、自然公園法や森林法といった関連法令の運用主体との協力により、保存管理を実施する。

## 2．区域別の保存管理

### （1）計画対象範囲の区域区分

史跡宝満山の適切な保存管理を進めるために、山岳信仰に基づく史跡の在り方から、計画対象範囲を区分する。

#### 1）史跡の信仰的様相

史跡宝満山の価値である山岳信仰の場は、古代祭祀からはじまり現在まで竈門神社等の信仰の場として続いている。中世後期から近世にかけては修験の場として栄え、上宮など古代から続く信仰の場を含む宝満山全体が修行の場であり修験者たちが管理してきた。

史跡宝満山は『総合報告書』でも述べているように、山裾に経塚を置くことで結界を構築し宗教的な範囲を区切り、その範囲のなかで、山中の山裾部分には坊・小堂・祠などが作られ、それより標高が上がった山中には段造成により堂舎が建てられ、山頂には至る場所に経塚や窟が点在した。これらは山裾から山頂に近づくに従い、信仰的な重要性が増しており、山頂はまさに聖域と言える。また、山の姿、つまり山容だが、それ自体が信仰対象となっていたことが、麓にあたる北谷に山を仰ぎ見る＝遙拝する場が設けられていたことや、宝満山から少し離れた麓の太宰府天満宮境内にも宝満山を望める場所があったことから山容が重要視されていたことがわかる。これは山と里の関係が聖と俗の対比関係にあり、現在の竈門神社が山頂にあった上宮、山中の中宮に対して、下宮と呼ばれ、まさにその聖と俗の境界に位置していることがわかる。

#### 2）区域区分

計画対象範囲を山岳信仰に基づく史跡の在り方に基づき、区域 1 から 4 に区分する。

表 7-4　区域区分

| 区域 | | 内容 | 対象地区 |
|---|---|---|---|
| | 区域 1 | 聖域である山頂から堂舎が立つ山中、坊・小堂・祠などが作られた山裾までを含む山岳信仰の中心となる地区である。 | 上宮地区・愛嶽山頂地区・登拝道（中宮跡上～男道～上宮、大谷尾根道）・西院谷地区・東院谷地区・本谷地区・その他の山中地区 |
| | 区域 2 | 山裾にあり、聖域である山と俗世である里との接点にあたる地区である。竈門神社社殿があり、宗教行為の中心となる地区である。 | 下宮地区 |
| | 区域 3 | 区域 2 より少し離れた里の中にあり、平安時代の仏殿と考えられる遺構が発見されたほか、周囲に中世の遺構が集中している。近代以降は主に所有者の耕作地となり、生業が営まれている地区である。 | 大門地区 |
| | 区域 4 | 保護を要する範囲にあたる地区である。保護を要する範囲とは、文化庁が史跡指定の段階で指定地と同様の価値を認めているが、現状は未指定の範囲となる。そのため、土地の確実な保護を行う必要があり、将来的に史跡指定を目指す範囲であり、今後追加・拡張する可能性がある。なお、登拝道の一部（一の鳥居から中宮跡下まで、大谷尾根道の一部）と中宮跡はこの範囲に含まれる。 | 保護を要する範囲 |

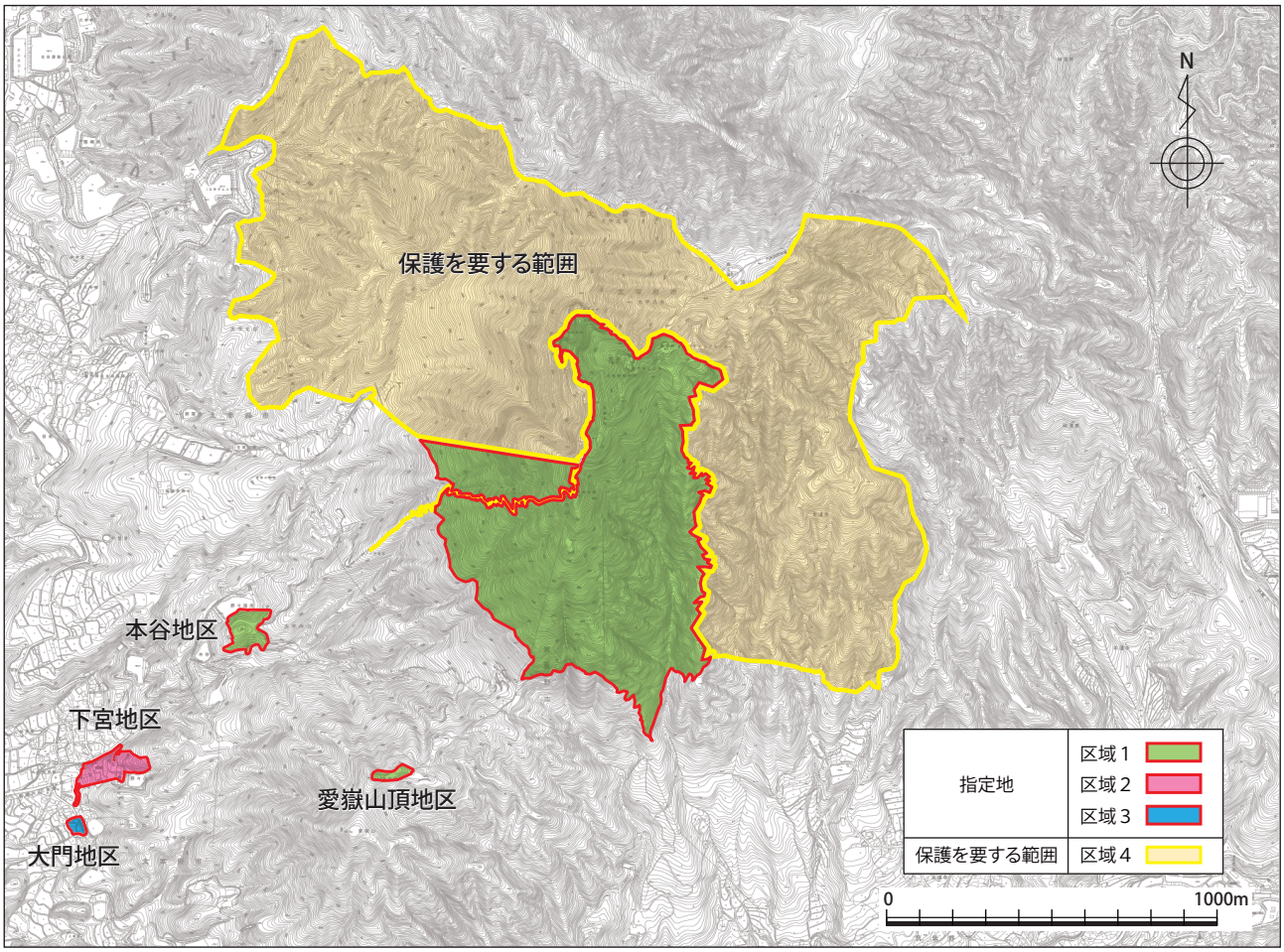


図 7-15　区域区分図

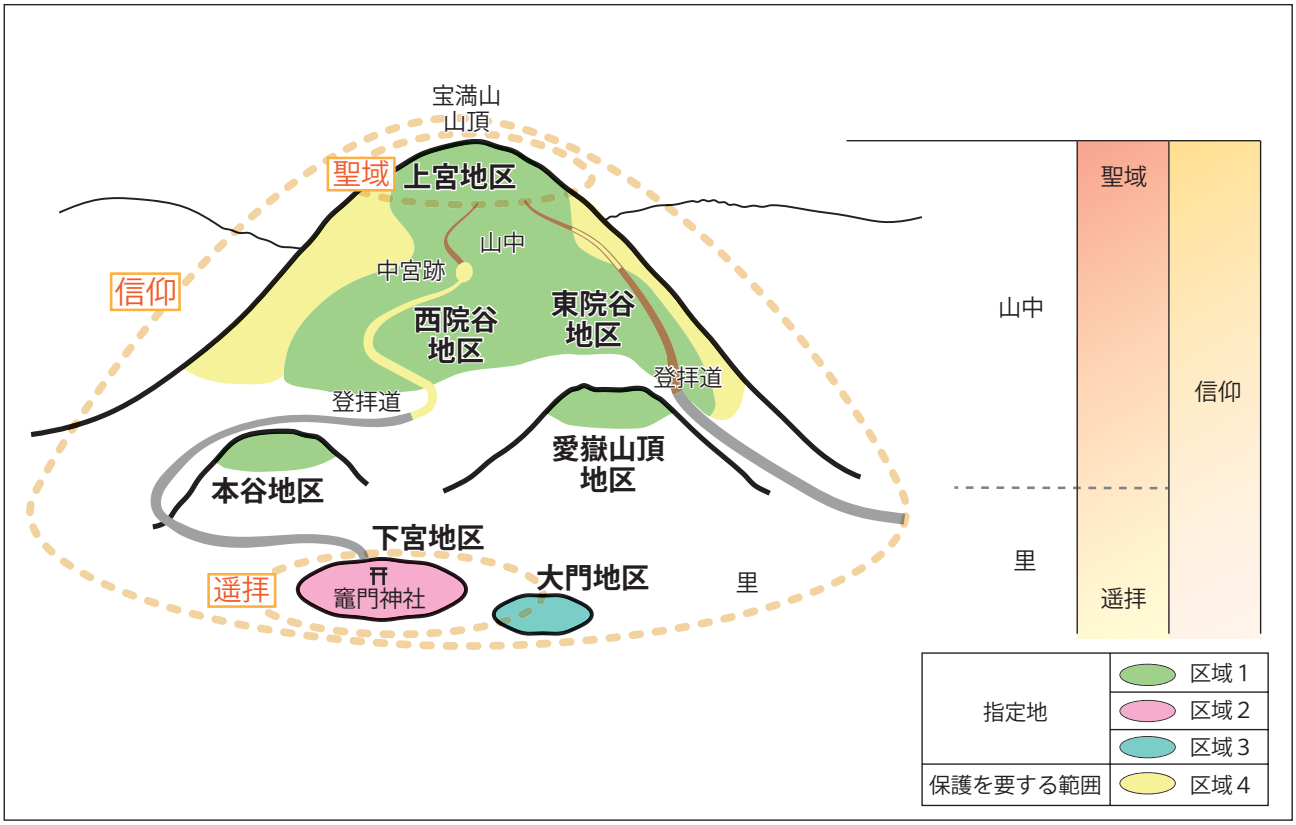


図 7-16　史跡宝満山の区域区分模式図

### （2）区域別の保存管理の方法

遺構の保存と景観保全に向けた区域別の保存管理の方法を設定する。

筑紫野市・太宰府市・国・県・九州歴史資料館等の関係機関、地権者、両市庁内の関係部局、住民や市民団体、宝満山に係る各団体と全体での情報共有・連携・協力により、保存管理の推進に取り組む。

情報共有・連携・協力にあたっては、第 2 節で示した構成要素のデータベース化を行い活用する。

**表 7-5　保存管理の方法**

<table>
<tr><th></th><th>区域 1</th><th>区域 2</th><th>区域 3</th></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="2">・信仰の山、山岳及び里山としての価値を構成する遺構の確実な保存に取り組む。<br>・区域別に適切な保存管理を目指す。<br>・地権者、登山者等の利用者、地域住民などが現在行っている活動を尊重しつつ、史跡の保存管理について、協議・調整及び理解・協力を得ることを目指す。<br>・保護を要する範囲はもとより指定地周辺の発掘調査の結果によっては指定地の拡大（追加指定）も考えられるため、常に周辺土地利用の動向等を把握する。</td><td>営農に配慮した保存管理に取り組む。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">日常管理</td><td colspan="3">〇日常<br>・史跡の保護のため、定期的なパトロールを行い、登山者等へ史跡保護への協力を呼び掛ける。<br>・災害時以外にも適宜山中の見回りを行う。その際は、表面に遺物が点在してないか、遺構が露出している箇所ではき損や劣化がないかを確認する。それぞれの事象を確認したら報告及び処置を行う。<br>・雨水経路の確認を行う。ゴミや落ち葉などにより経路が詰まっていないか注意をする。ゴミや落ち葉があれば除去する。<br>・木竹や植物の状況に変化があれば、確認の上、情報共有を図る。木竹が倒れているなど史跡見学者に影響があれば速やかに除却する。<br>・災害が起こりやすい場所に関しては、日頃から確認を行う。異常があれば情報共有を行い、対応する。<br>・防犯に関しては、山中では積極的に史跡見学者・登山者等に声掛けをして情報交換等を行う。<br>・山内のサインについて、台帳を作成し、設置状況の把握と全体的な管理を行う。<br><br>〇災害時<br>・災害発生後の見回りは、人命を優先しながらも可能な限り早期に筑紫野市教育会・太宰府市教育委員会が行う。<br>・異常が発見された場合は、可能な限り早期に行政、地権者で連携して対処する。</td></tr>
<tr><td>史跡地内の日常的な見回りは地権者である竈門神社、天台宗が行う。竈門神社は月 1 回（毎月 15 日）の山頂での神事に伴い、上宮地区や道中の登拝道の見回りを行う。<br>天台宗は月 1 回程度本谷地区で仏事を行うがその際に見回りや清掃を行う。<br>管理団体である筑紫野市と太宰府市は台風や集中豪雨などの自然災害後に随時見回りを行う。</td><td>竈門神社境内であるため、見回りは日々の管理のなかで竈門神社が行う。異常が発見された場合は、速やかに太宰府市教育委員会に報告し、連携して対処する。</td><td>史跡の見回りは、月に 1 回程度太宰府市教育委員会が行う。</td></tr>
<tr><td>現状変更</td><td colspan="3">・現状変更行為の基準に則って、遺構の保存や景観の保全に努める。<br>・遺構に影響を及ぼすと考えられる現状変更の行為に対しては、発掘調査の成果に基づいて遺構の保存に取り組む。<br>・必要に応じて、状況把握の確認調査を適切に実施する。</td></tr>
<tr><td>復旧</td><td colspan="3">・損傷が確認された場合は、記録を行い、適切な修理・復旧に取り組む。<br>・軽微な損傷を確認した場合は、文化財保護法第 127 条第 1 項に基づく復旧届を提出し、国・県と協議の上で速やかな修理・復旧に取り組む。<br>・著しい損傷を確認した場合は、文化財保護法第 33 条に基づく届け出を行った後、第 125 条に基づく現状変更の許可を受け、国・県と協議の上で修理・復旧を行う。</td></tr>
</table>

## ３．現状変更等の取扱い基準

指定地内における現状変更等については、文化財保護法第 125 条第１項に基づき、文化庁長官の許可が必要となる。

### ・現状変更行為の取扱い基準

史跡宝満山では、地区区分で示した区域１、区域２、区域３を対象に、円滑な現状変更行為の取扱いに向けて、現状変更行為の取扱い基準を設定する。

**表 7-6　現状変更行為の取扱い基準（区域１）**

| | 行為 | 取扱い基準 |
|---|---|---|
| 1 | 建築物の新築・増築・改築・除却 | ・新築は原則的に許可しない。<br>・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼさず、地権者の宗教活動に必要と認められる場合は、新築・増築を認める。<br>・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、改築・除却を認める。 |
| 2 | 工作物の設置・改修・除却 | ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。<br>・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。すでに存在するもので、歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼしているものについては、除却や伐採・移設等を行い構成資産の保存に努める。<br>・石垣の補修・新設については既存の遺構との関係に配慮した設計計画を立案し、専門機関での審議を経たもので申請・実施する。 |
| 3 | 埋設物（上下水道管・ガス管・電柱・電線等）の敷設・改修 | ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。 |
| 4 | 土地の掘削・盛り土・切り土等 | ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。<br>・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。すでに存在するもので、歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼしているものについては、除却や伐採・移設等を行い構成資産の保存に努める。 |
| 5 | 土壌・岩石等の採取 | ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。<br>・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。 |
| 6 | 木竹の伐採・植栽、植物の採取 | ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。<br>・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。<br>・すでに存在するもので、歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼしているものについては、除却や伐採・移設等を行い構成資産の保存に努める。 |
| 7 | 登拝路・登山道・道路・駐車場・資材置き場等の敷設・改修 | ・現状の維持・整備に努め、新設は許可しない。<br>・維持 . 整備にあたって地下の遺構に影響がある工事は許可しない。<br>・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。補修や仮設物の設置であっても文化財保護当局との事前協議を行う。 |
| 8 | 砂防・治山・防災工事 | ・工事に当たっては緊急であっても文化財保護当局との事前協議を行う。<br>・地下の遺構の保存や歴史的風致の維持、構成資産の保存に努めた上で工事を実施する。 |
| 9 | 発掘調査 | ・調査目的を達成する上で必要最低限の範囲であり、遺構の保存に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体が行う発掘調査は認める。<br>・学術調査を目的とする発掘調査は地方自治体との協議の上、必要最低限の範囲であり、遺構の保存に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、認める。 |
| 10 | 史跡整備 | ・遺構の保存に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体及び地権者が史跡の保存活用を目的に行う史跡整備は認める。 |
| 11 | 行事・イベントの開催 | ・開催される行事・イベントが遺構に影響を与えない、周辺の史跡景観との調和を図る、史跡の見学環境に著しい影響を与えない等の条件を付して認める。 |

表 7-7　現状変更行為の取扱い基準（区域 2）

| | 行為 | 取扱い基準 |
|---|---|---|
| 1 | 建築物の新築・増築・改築・除却 | ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。<br>・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼさず、地権者の宗教活動に必要と認められる場合は、新築・増築を認める。<br>・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、改築・除却を認める。 |
| 2 | 工作物の設置・改修・除却 | ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。<br>・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。すでに存在するもので、歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼしているものについては、除却や伐採・移設等を行い構成資産の保存に努める。 |
| 3 | 埋設物（上下水道管・ガス管・電柱・電線等）の敷設・改修 | ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。 |
| 4 | 土地の掘削・盛り土・切り土等 | ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。<br>・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。<br>・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、災害復旧、住民や来訪者の安全確保を目的に行う造成等は必要最低限の範囲において認める。 |
| 5 | 土壌・岩石等の採取 | ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。<br>・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。 |
| 6 | 木竹の伐採・植栽、植物の採取 | ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。<br>・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。<br>・すでに存在するもので、歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼしているものについては、除却や伐採・移設等を行ない構成資産の保存に努める。 |
| 7 | 登拝路・登山道・道路・駐車場・資材置き場等の敷設・改修 | ・現状の維持・整備に努め、新設は許可しない。<br>・維持・整備にあたって地下の遺構に影響がある工事は許可しない。<br>・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。 |
| 8 | 砂防・治山・防災工事 | ・工事に当たっては緊急であっても文化財保護当局との事前協議を行う。<br>・地下の遺構の保存や歴史的風致の維持、構成資産の保存に努めた上で工事を実施する。 |
| 9 | 発掘調査 | ・調査目的を達成する上で必要最低限の範囲であり、遺構の保存に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体が行う発掘調査は認める。<br>・学術調査を目的とする発掘調査は地方自治体との協議の上、必要最低限の範囲であり、遺構の保存に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、認める。 |
| 10 | 史跡整備 | ・遺構の保存に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体及び地権者が史跡の保存活用を目的に行う史跡整備は認める。 |
| 11 | 行事・イベントの開催 | ・開催される行事・イベントが遺構に影響を与えない、周辺の史跡景観との調和を図る、史跡の見学環境に著しい影響を与えない等の条件を付して認める。 |

表 7-8　現状変更行為の取扱い基準（区域 3）

| | 行為 | 取扱い基準 |
|---|---|---|
| 1 | 建築物の新築・増築・改築・除却 | ・新築は許可しない。<br>・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、増築・改築・除却を認める。 |
| 2 | 工作物の設置・改修・除却 | ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。<br>・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。すでに存在するもので、歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼしているものについては、除却や伐採・移設等を行い構成資産の保存に努める。<br>・土止め等の仮設物の設置であっても文化財保護当局との事前協議を行う。 |
| 3 | 埋設物（上下水道管・ガス管・電柱・電線等）の敷設・改修 | ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。 |
| 4 | 農地の用途の変更、土地の掘削・盛土・切土等 | ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。<br>・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。<br>・すでに存在するもので、歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼしているものについては、除却や伐採・移設等を行い構成資産の保存に努める。 |
| 5 | 土壌・岩石等の採取 | ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。<br>・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。 |
| 6 | 木竹の伐採・植栽、植物の採取 | ・地下の遺構に影響がある工事は許可しない。<br>・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。<br>・すでに存在するもので、歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼしているものについては、除却や伐採・移設等を行い構成資産の保存に努める。 |
| 7 | 登拝路・登山道・道路・駐車場・資材置き場等の敷設・改修 | ・現状の維持・整備に努め、新設は許可しない。<br>・維持・整備にあたって地下の遺構に影響がある工事は許可しない。<br>・歴史的風致および構成資産の保存に影響を及ぼすものは許可しない。<br>・補修や仮設物の設置であっても文化財保護当局との事前協議を行う。 |
| 8 | 砂防・治山・防災工事 | ・工事に当たっては緊急であっても文化財保護当局との事前協議を行う。<br>・地下の遺構の保存や歴史的風致の維持、構成資産の保存に努めた上で工事を実施する。 |
| 9 | 発掘調査 | ・調査目的を達成する上で必要最低限の範囲であり、遺構の保存に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体が行う発掘調査は認める。<br>・学術調査を目的とする発掘調査は地方自治体との協議の上、必要最低限の範囲であり、遺構の保存に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、認める。 |
| 10 | 史跡整備 | ・遺構の保存に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体及び地権者が史跡の保存活用を目的に行う史跡整備は認める。 |
| 11 | 行事・イベントの開催 | ・開催される行事・イベントが遺構に影響を与えない、周辺の史跡景観との調和を図る、史跡の見学環境に著しい影響を与えない等の条件を付して認める。 |

※通常の維持管理行為以外は現状変更の許可申請の提出が必要で、行為は許可後に可能となる。

※現状変更許可の判断は軽微なものは市で行い、それ以上のものは国の文化審議会による。

※現状変更許可申請の回答は国での審査となった場合、最低でも 3 ～ 4 か月程度見込まれる。

※歴史的風致維持については以下を参照のこと。http://www.city.dazaifu.lg.jp/download/rekimachi/rekimachi2all.pdf

**・市の教育委員会が処理する現状変更等に係る事務**

文化財保護法施行令第 5 条第 4 項に定められる行為は、文化庁長官に代わり市教育委員会が処理を行う。これらの行為に該当するかは、文化庁や県教育委員会の指導のもと、市教育委員会で判断をする。

**表 7-9　筑紫野市及び太宰府市が処理する事務（文化財保護法施行令第 5 条第 4 項）**

| |
|---|
| イ．小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築 |
| ロ．小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの |
| ハ．工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。） |
| ニ．法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 |
| ホ．電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 |
| ヘ．建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。） |
| ト．木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。） |
| チ．史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 |
| リ．天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取 |
| ヌ．天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け |
| ル．天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却 |
| ヲ．イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等 |

**・現状変更の許可を要しない行為**

史跡の現状変更について、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、又は保存に影響を及ぼす行為の中で影響が軽微である場合は、文化財保護法第 125 条第 1 項に基づき、現状変更の許可を要しない。なお、これらの行為に該当するか否かは、文化庁や県教育委員会の指導のもと、市教育委員会で判断する。

なお、該当する行為に対しても、遺構の保存や景観への配慮について協力をお願いする。

**表 7-10　現状変更の許可を要しない行為（文化財保護法第 125 条第 1 項）**

| | |
|---|---|
| 維持の措置<br>特別天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則（昭和26年文化財保護委員会規則第10号） | 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。 |
| | 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 |
| | 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。 |
| 非常災害のために必要な応急措置 | |
| 保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合 | |

**・指定地周辺での行為**

史跡に関連する遺構の存在が想定される地区（指定地周辺）については、文化財保護法第 93 条、94 条の規定により取扱いを行う。



## ４．追加指定及び公有化

### （1）追加指定の進め方

史跡宝満山は、古代の山頂祭祀遺跡をはじめとして山麓を含む広範囲に遺跡が展開しており、山体全体が神聖なる信仰の山として崇敬を集めてきた。これらの遺跡の保存のため平成 25 年(2013)10 月 17 日附で信仰の山として国の史跡に指定された。

指定地外の山中では、修験者の修行の場としての窟が知られており、その他にも未発掘の埋蔵文化財も多く残ることが考えられる。また、竈門神社がある下宮地区の周辺をはじめ、周囲にも多くの周知の埋蔵文化財包蔵地があり、今後の発掘調査において史跡宝満山に関連する重要な遺構が確認された際に、追加指定についての検討を行う。

### （2）公有化の進め方

本史跡の保存活用に向けて必要な範囲については、計画的な公有化を検討する。山中及び竈門神社境内地である区域１、２については史跡の保存活用について地権者の理解を得ながら実施しているため、早急な公有化は必要ないと考えている。区域３の大門地区は史跡の保存活用に向けて、計画的な公有化に取り組む。

また、発掘調査で重要な遺構が確認された箇所については、史跡への追加指定を前提として地権者と調整を行う。